

# 学校法人共立女子学園中長期計画

平成 25 年 12 月 17 日

学校法人共立女子学園

## [目次]

．総論	1
1．学園中長期計画策定の趣旨	1
2．学園中長期計画策定の基本方針	2
．学園全体	3
1．教育研究活動の推進	3
2．学生生徒等の支援	3
3．国際交流活動の推進	3
(1)大学院・大学・短期大学	
(2)中学高等学校・第二中学高等学校	
(3)学園の国際交流活動に関する組織体制の整備	
4．広報活動の推進	5
(1)学園全体	
(2)大学院・大学・短期大学	
(3)中学高等学校・第二中学高等学校	
(4)幼稚園	
5．情報通信環境の整備充実	8
(1)学園全体	
(2)大学院・大学・短期大学	
(3)中学高等学校・第二中学高等学校	
(4)幼稚園	
6．地域・卒業生・保護者との連携	9
(1)大学院・大学・短期大学	
(2)中学高等学校・第二中学高等学校	
(3)幼稚園	
7．省エネルギーの推進	11
(1)基本方針	
(2)これまでの取り組み	
(3)今後の対応	
8．施設設備の整備	12
(1)基本方針	
(2)新2号館の建設	
(3)神田一ツ橋キャンパス内の施設の今後の扱い	
(4)その他の施設	
(5)設備・所蔵品の適正な管理	
9．管理運営の充実	15
(1)一体的な学園運営の強化	
(2)自己点検・評価及び学園中長期計画の進捗管理体制の整備	
(3)リスクマネジメント体制の整備	
(4)事務局の組織の改善と人事諸制度の整備	
10．財政基盤の確立	16
(1)財政施策の展開	
(2)予算制度の運用	

. 大学院・大学・短期大学	17
1 . 教育研究組織の改革	17
(1)人間生活学研究科人間生活学専攻（博士課程）の整備	
(2)文芸学研究科文芸学専攻（修士課程）の整備	
(3)家政学部児童学科の入学定員の増	
(4)短期大学の入学定員の削減	
(5)その他の取り組み	
2 . 教育活動の改善充実	20
3 . 教育の質保証のための取り組み	20
4 . 研究活動の充実	20
(1)学内外の資源を活用した研究活動の充実	
(2)研究面における国際交流の充実	
(3)研究環境の整備	
(4)研究成果の社会還元と外部資金の獲得	
5 . 学生支援活動の充実	21
(1)学習支援	
(2)生活支援	
(3)就職・進路支援	
6 . 入学者の確保	22
(1)入試方法の改善	
(2)広報戦略に基づく学生募集活動の強化	
7 . 管理運営体制の充実・教員組織の適正化	23
(1)管理運営体制の充実	
(2)教員組織の適正化	
(3)高大連携の強化	
. 中学高等学校・第二中学高等学校	24
1 . 教育活動の改善充実	24
(1)建学の精神・新学習指導要領等を踏まえた教育の推進	
(2)教育課程・教育指導の見直し・改善充実	
(3)指導力の向上	
(4)教育機器の有効な活用	
2 . 生徒支援活動の充実	24
(1)学習支援・進路支援	
(2)心身の健康づくり	
(3)生徒の安全の確保	
3 . 入学者の確保	25
(1)新入学者の確保	
(2)転編入学者の受入れ	
4 . 管理運営体制の充実・教職員組織の適正化	25
(1)管理運営体制の充実	
(2)教職員組織の適正化	
(3)定員規模の検討	
(4)高大連携の強化	

. 幼稚園	26
1 . 教育活動の改善充実	26
(1) 建学の精神・新幼稚園教育要領等を踏まえた教育の推進	
(2) 教育課程・教育指導の見直し・改善充実	
(3) 指導力の向上	
(4) 施設設備の整備充実	
2 . 園児支援活動の充実	26
(1) 学習支援	
(2) 心身の健康づくり	
(3) 園児の安全の確保	
3 . 入園者の確保	27
(1) 新入園者の確保	
(2) 転編入園者の受入れ	
4 . 管理運営体制の充実・教職員組織の適正化	27
(1) 管理運営体制の充実	
(2) 教職員組織の適正化	
(3) 他の設置校との連携の強化	

## ． 総 論

### 1 ． 学園中長期計画策定の趣旨

学園は平成 28 年に創立 130 年を迎えるが、学園を取り巻く環境は急速に変化している。なかでも、少子化の影響は極めて大きなものがある。大学・短期大学への進学者の多くを占める 18 歳人口は、平成 4 年度の 205 万人をピークに減少を続け、平成 20 年度頃から平成 30 年度頃までは 120 万人前後で推移するものの、その後再び減少傾向になることが見込まれている。また、18 歳人口の推移を 6 年前に遡らせれば、中学校の入学該当年齢である 12 歳人口の推移となるものであり、中学・高等学校の入学者確保に大きな影響を及ぼすものとして十分に留意しておく必要がある。

こうした厳しさの増す環境の中で、学園が社会の期待に応えて、よく責務を果たし、教育研究機関としての確固たる地位を維持し、更なる発展を続けていくためには、学園の運営を中長期的な展望の下に計画的に遂行していく必要がある。

このような考えの下に、これまでの学園の取り組みを厳しく点検・評価しながら、新たな課題に適切に対応し、学園を一層発展させることを期して、ここに学園ビジョンを明示し、中長期計画を策定するものである。

#### 学園ビジョン（平成 24 年 9 月 25 日 評議員会・理事会承認）

**社会に広く貢献できる自立した人材を育成するための教育を、各設置校において適切に行う。**

- ・ 建学の精神のもとに明確な人材養成目的及び目指す学習成果を具体的に掲げる。
- ・ 人材養成目的および学習成果の達成のために、教育課程を体系的に編成し、適切に教育を実施する。
- ・ 教育内容及び教育方法の充実・改善に組織的に取り組む。
- ・ 点検・評価を適切に行い、その結果から改善方を創造し、これを実行する。
- ・ 人材養成目的を達成するために、各設置校が適切に連携し、教育の質の向上に努める。

**社会に広く貢献できる自立した人材を育成するために、学生・生徒等の支援を適切に行う。**

- ・ 学生・生徒等の学習成果の達成と進路選択について充実した支援を行う。
- ・ 学生・生徒等の健全な学園生活のために充実した生活支援を行う。
- ・ 学園の施設設備を適切に整備し、学生・生徒等の学習環境を良好に保つ。

**教育の永続維持のために、財政基盤を確保し、収支の均衡を維持する。**

- ・ 収入を確保し、予算編成・執行を通じて適正な支出を行い、教育に有効に還元する。
- ・ 教育に必要な基本財産の永続維持を図ることができる財政構造とする。
- ・ 学園資金の健全な運用を通して財務基盤を安定的に維持する。

**ステークホルダーとのコミュニケーションの充実を図る。**

- ・ 教育と財務の観点からの情報開示を積極的に行い、ステークホルダーからの評価を得て、教育活動の充実を図る。
- ・ 教育成果の社会への還元に努め、地域社会等への貢献を積極的に行う。
- ・ 社会の課題や要請に積極的に対応する。

## 2. 学園中長期計画策定の基本方針

学園中長期計画は、評議員会・理事会（平成 24 年 9 月 25 日）で承認された次のような基本方針に基づいて策定している。

### 建学の精神・校訓等を踏まえること

- ・学園は、女子の教育研究機関として、「女性の自立と自活」を建学の精神とし、「誠実・勤勉・友愛」の校訓のもとに学生生徒等を育成している。
- ・学園は、引き続きこの建学の精神・校訓を基盤として、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に広く貢献できる、自立した人材を育成する。」（学校法人共立女子学園寄附行為第 4 条）という目的の達成を目指して、教育研究を行っていく。

### 学園中長期計画の期間・性格等は次の通りとすること

- ・学園中長期計画は、学園が学校法人としての社会的責任を果たし、永続維持を果たすために必要な意思決定と適切な活動を行うための指針として、10 年先を展望しつつ、5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）に取り組む具体的な施策を示すものとする。
- ・学園中長期計画は、今後の学園諸施策の拠り所になるものであり、各年度の事業計画をはじめ諸施策は、学園中長期計画を踏まえて策定されることとなる。学園は、学園中長期計画に沿って諸施策の遂行に一体的に取り組み、教育の質保証を図り、社会への説明責任を果たしていく。
- ・学園中長期計画については、毎年度、その実施状況を明確にし、計画内容の確実な実現に向けて学園一体となって取り組む。
- ・学園中長期計画は、各設置校が自己点検・評価を実施する際の基準となるとともに、大学・短期大学については、学園中長期計画を踏まえて 7 年ごとに受審が義務付けられている認証評価に対応することとする。
- ・学園中長期計画について、策定後も学内外の状況変化に対応して必要な見直しを行うとともに、特段の事由がある場合には、計画期間中にその一部を改定することとする。

## ．学園全体

### 1．教育研究活動の推進

各設置校は、建学の精神、校訓、学園ビジョン、人材養成目的を踏まえ、社会に広く貢献できる自立した人材を育成するとともに社会の発展に寄与するため、教育研究を推進する。そのために、大学院の拡充整備を行うとともに、大学・短期大学について、必要な整備・改組再編を実施する。また、ファカルティ・ディベロップメント(FD)等の教育の質保証のための取り組みを推進する。

中学高等学校・第二中学高等学校・幼稚園においては、新学習指導要領等を踏まえた教育の推進、教育課程・教育指導の見直し・改善充実、指導力の向上等の取り組みを推進する。

( -1・2・3・4 及び -1 に詳述 )

### 2．学生生徒等の支援

学園は、学生生徒等の支援を積極的に行う。そのために、大学院・大学・短期大学においては、学生の意見・要望等を踏まえつつ、正課教育・正課外教育・正課外活動それぞれの活動について、一層の改善・充実を図るとともに、これらの活動の有機的連携を図って教育の充実に取り組む。また、学生への経済的・精神的な支援、就職・進路に係る相談・支援に積極的に取り組む。

中学高等学校・第二中学高等学校・幼稚園においては、進路実績・教育実績を踏まえて学習支援・進路支援活動の改善充実を図るとともに、生徒・園児の心身の健康づくりに取り組み、生徒・園児の安全確保に万全を期す。

( -5 及び -2 に詳述 )

### 3．国際交流活動の推進

今日、国際化の進展に適切に対応できる人材の育成は、学校教育に課せられた大きな役割である。そのためには、大学院・大学・短期大学・高等学校・中学校は、それぞれの役割に応じて、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性・異文化理解の精神等を身に付けて、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成に力を注ぐ必要がある。また、自己の価値観や文化に関する深い理解を持ちつつ、異なった価値観や異文化に対する深い理解を持ち、自己の意見を発信し、共に生きていく道を探ることのできる人材を育成することも重要である。

学園は、これまで海外研修を中心とした各種の国際交流活動プログラムの実施を通して国際化の進展に対応できる人材の育成に取り組んできたが、これまでの取り組みの実績を踏まえ、更にその充実を目指して国際交流活動を推進する。

国際交流活動の推進が、国の施策上も極めて重要な課題となっている今日、学園においてもこの課題に全学的な体制で取り組むものとする。

#### (1)大学院・大学・短期大学

##### 海外の大学との学術交流の推進

大学院・大学・短期大学における海外の大学との共同研究プロジェクトの一層の推進を図る。研究支援のための財政措置を充実させる。

### **協定校・提携校との交流活動の推進**

現在の協定校・提携校について、交流活動の実績を評価し、その評価を踏まえて交流活動を更に活性化する。また、協定校・提携校としての目的を終了したものについては、当該関係を整理し、新たな協定校・提携校を開拓する。

### **海外留学・研修プログラムの充実**

海外留学・研修への関心意欲を高めるため、事前研修、特に語学力向上のための研修プログラムや、留学を前提に英語力上級者の英語力を向上させるためのプログラムを整備する。

また、海外留学生・研修生に対する財政支援を充実させることや、学生の語学力の一層の向上を図るため、英語による教養科目・専門教育科目に関する授業を拡充する。

### **海外からの留学生・研修生の受け入れの拡充**

本学の伝統・特色を生かした留学生・研修生向けのカリキュラムを整備していく。

アジアからの留学生・研修生については、留学生・研修生が関心をもつ経済・開発・環境・文化等に関するカリキュラムを充実させる。これらのカリキュラムを学部毎に用意することは困難であるため、学部の枠を超えた全学共通科目として用意する。また、日本の文化・社会・歴史等について、中国語及び韓国語で教育する科目を検討する。

欧米からの留学生・研修生については、留学生・研修生のための日本語、日本の文化・社会・歴史等について、英語で教育するカリキュラムを用意する。

その他、海外からの留学生・研修生を支援する学生チューターなどの支援体制を拡充するとともに、海外からの留学生・研修生のための宿泊施設（契約寮、ホームステイ等）を確保する。

本学から海外への派遣留学生数を年間50名以上、アジアからの受入れ留学生数を150名以上、欧米からの受入れ留学生数について10名以上を目標として、国際交流活動の充実に努める。

## **(2) 中学高等学校・第二中学高等学校**

国際化の進展に適切に対応できる人材の育成は、中学高等学校・第二中学高等学校においても重要な課題であり、これまでの実績を踏まえながら、一層の充実を期して国際交流活動を推進する。生徒の成長段階を踏まえるとき、対象の中心は高等学校となるが、国際交流活動が持つ教育的意義や、中学高等学校・第二中学高等学校が中高一貫教育という特色を持っていることを考え、出来る限り中学生の段階から国際交流活動への参加を促していく。

### **海外研修プログラムの充実**

#### **・研修内容等の充実**

現在行っているカナダ及びニュージーランドにおける海外研修の継続を基本として、インターシップやボランティア活動的要素を取り入れること、受講した語学学習の成果を直ちに現地で実際の会話に生かしてみること等の研修内容の充実、参加人数の増員等、海外研修プログラムを充実させる。また、参加人数の増員を促すため、経費負担の軽減策等についても検討する。

#### **・事前指導の充実**

事前指導において、研修先の国の地理、歴史、文化等に関する指導を充実させるとともに、日本語・日本文化等について、生徒自らが紹介できるよう指導を充実させる。



#### ・事後指導の充実

帰国後、生徒に研修で学習した成果を学園祭や常設コーナーで発表させること等によって、研修成果の定着を図るとともに、全校生徒に還元させる等、海外研修の意義の向上に努める。

#### 交換留学生プログラムの推進

交換留学生の派遣・受入れの本格的な実施に向けた取り組みを進める。

生徒を留学生として派遣するための規程を整備し、短期の交換プログラムを試験的に実施する。また、生徒の交流方法、交流時期、プログラムの内容、ホームスティ先の選定、留学生の受入れ体制等について具体的に検討する。

#### 姉妹校の提携による交流活動の推進

現在、海外研修の受入れ先となっているカナダ及びニュージーランドの現地校を姉妹校として提携することを検討する。

#### 国内における国際交流活動の充実

国際交流活動を充実したものにするためには、生徒が外国・外国人に関する正しい理解認識を持つことや語学力を高めること等が不可欠である。このため、日ごろの授業の充実、外国語漬けの徹底した語学研修の実施等によって、これらの教育の徹底に努めることはもとより、国際交流に関する部活動、大使館、インターナショナルスクールその他の教育機関との交流、大学生から留学や海外研修の体験談を聞く機会の設定、大学に在籍する留学生との交流活動の実施、地方公共団体が実施する姉妹都市交流活動等の機会を活用した交流活動等、様々な方法による国際交流活動に取り組む。

#### (3) 学園の国際交流活動に関する組織体制の整備

海外留学・研修プログラムの充実、海外からの留学生・研修生の増加等、種々の国際交流活動の活発化に適切に対応し、留学生・研修生に対する支援体制を充実させるため、状況に応じて、国際交流室の組織体制を整備する。

### 4. 広報活動の推進

#### (1) 学園全体

学園の理念や活動について、内外の理解と共感を得るために、多様な方法によって積極的に広報活動を展開する。また、学園の方針や活動に関する意思決定をより適切に行うため、櫻友会の協力も得て、的確な広聴活動に取り組む。

#### ホームページの運用

学園の理念や最新の学園の活動状況について、法人・設置校を通じて教職員一人ひとりとはもとより学園外の人々に対しても広く迅速かつ正確な情報を提供するために、ホームページを運用する。より見やすく、より分かりやすいホームページを目指して、各種ソーシャルメディアとの連携も強化し、不断にその内容の改善充実に取り組む。

## 学園報の発行

ホームページの速報性に対して記録性を特色とする広報手段として、学園報を年 2 回発行する。編集に当たっては、重要かつ興味関心の高い内容を特集テーマに設定して取り上げるなど種々の工夫に努める。また、学園の現状について、出来る限り最新の情報を分かりやすく豊富に提供できるよう、編集体制及びそれを支援する情報収集体制を整備する。

配付対象は、学園の教職員、在校生、卒業生、保護者のほか、幼稚園・小学校・中学校・高等学校、企業等、学園に関係の深い機関を基本とするが、オープンキャンパス、学校説明会等での参考資料として積極的に活用する。

## 学園一体となった広報活動の取り組み

各設置校が広報活動を実施するに当たっては、絶えず他の設置校の広報活動との連携に留意し、当該広報活動が、出来る限り学園のすべての設置校の広報にも資することとなるように努める。

## 学園内外の人的ネットワークの強化

特に、桜友会を中心とした卒業生との連携協力関係を強化する。

## 学園グッズの開発

学園来訪者へのプレゼントとして、また学園の各種行事の記念品として、その他多様な用途に応じることができるよう学園グッズを開発する。開発に当たっては学生のアイデアも積極的に生かす。

## メディアとの関係作り

広告掲載だけでなく、プレスリリース時に支援を受けうる関係作りに努める。

## 危機管理としての広報活動の展開

学園の目的の達成に阻害要因ともなりかねない様々なリスクから派生する課題を事前に想定し、その課題解決をも視野に入れて、周到に計画された広報プログラムを展開する。

## 情報収集体制の構築

学園の迅速かつ的確な意思決定や広報機能の充実に資するため、迅速、的確、豊富な情報収集体制を構築する。

## 学園創立 130 周年に関する広報活動の取り組み

平成 28 年度に学園創立 130 周年を迎えることを、学園への理解・関心を内外から高めることを目指して、組織体制を整備して広報活動を推進する。

学園創立 130 周年記念事業として、「学園 130 年史」を刊行するほか、広報活動の一環として、キャッチコピー、シンボルマーク、記念品等を制作する。

## (2) 大学院・大学・短期大学

### 地域、卒業生、在学生及び保護者との連携の強化

地域、卒業生、在学生及び保護者との良好な関係の確保、円滑なコミュニケーションの積み重ね等による日常的な広報活動の取り組みに努める。

### 在学生家族懇談会の全国展開の推進

学園関係者が全国各地に出掛け、直接学園の現状等を説明し、在学生に関する各種の相談を行う在学生家族懇談会の全国展開を推進し、学園の広報機能の強化を図る。

懇談会開催に当っては、在学生の保護者、卒業生等の積極的な参加を促すため、卒業生との連携協力関係を強化する。

また、懇談会の実績を踏まえ、入学希望者の相談の場を設けること、入試説明会を行うこと等、懇談会の発展的拡充について検討する。

### 学生募集のための広報活動の強化

優秀な学生を確保するため、高倍率の競争的入試を維持できるよう学生募集に全力を注ぐ。そのため、学生募集の広報活動について不断に点検を行って課題発見に努め、随時学生募集広報戦略の見直しを行う。また、広報予算についても見直しを行い、最も効果的な広報予算の編成・執行に努める。

## (3) 中学高等学校・第二中学高等学校

### 地域、卒業生、在校生及び保護者との連携の強化

地域、近隣の教育機関、卒業生、在校生及び保護者との良好な関係の確保、円滑なコミュニケーションの積み重ね等による日常的な広報活動の取り組みに努める。

### 生徒募集のための広報活動の強化

優秀な生徒を確保するため、競争的入試を維持できるよう生徒募集に全力を注ぐ。そのため、生徒募集のための広報活動について不断に点検を行って課題発見に努め、随時生徒募集広報戦略の見直しを行う。また、広報予算についても見直しを行い、最も効果的な広報予算の編成・執行に努める。

### 広報内容の充実

教育活動、学習支援・進路支援活動、心身の健康づくり、安全確保等、学校の取り組みを具体的かつ理解しやすい内容で発信する。

## (4) 幼稚園

### 地域、卒園生、在園児保護者との連携の強化

地域、近隣の教育機関、卒園生、在園児保護者との良好な関係を確保すること、円滑なコミュニケーションを積み重ねること等、日常的な広報活動の取り組みに努める。

### 園児募集のための広報活動の強化

園児を確保するため、園児募集に全力を注ぐ。そのため、園児募集のための広報活動について不断に点検を行って課題発見に努め、随時園児募集広報戦略の見直しを行う。また、広報予

算についても見直しを行い、最も効果的な広報予算の編成・執行に努める。

### 広報内容の充実

教育活動、学習支援、心身の健康づくり、安全の確保等、園の取り組みを具体的かつ理解しやすい内容で発信する。

## 5. 情報通信環境の整備充実

今日、情報通信技術の進歩は著しい。情報通信技術を学園の活動の様々な分野に積極的に取り入れ、大学院・大学・短期大学・中学高等学校・第二中学高等学校・幼稚園の各教育研究活動や学生生徒等一人ひとりの学習活動の充実に生かすとともに、学園の業務執行の効率化を促進する。

### (1) 学園全体

#### 情報通信技術を利用した教育支援

学生生徒に授業内容の定着を図るため、スチューデント・レスポンス・システム(SRS)( )を導入し、小テストの実施やリアルタイムでの理解度の把握等に活用して双方向型授業を展開することや、インターネット上の世界の最新情報やデジタル教材を活用して、学生生徒の授業への興味関心を高め、授業の質を向上させるため、タブレット端末等の機器を積極的に導入する。

また、授業中また授業の予習・復習用の教材を質量ともに充実させ学生生徒の教育の質の保証を図るため、eラーニング用のデジタル教材の整備充実を推進する。

SRS：講義者と学習者の双方向コミュニケーションを可能にするツール。

#### 情報通信技術を利用した学習支援

学生生徒に「いつでも、どこでも」自主的に学習に取り組むことができる環境を提供するため、クラウドサービスを積極的に活用できるようにする。また、学生生徒が学習履歴を蓄積し、自らの学習到達度やこれまでの学習時間を把握し、今後の学習方針や学習内容等の考察に役立てることができるよう、eポートフォリオ( )を導入する。

eポートフォリオ：学習・教育等履歴の蓄積や管理を行うシステム。

#### 情報通信技術を活用した学園の業務執行の効率化

- ・ 会議資料等のペーパーレス化・電子化の推進

紙資源の節約、紙資料の作成・配付等に要する業務負担の軽減等に資するため、会議資料等のペーパーレス化・電子化を推進する。

- ・ 窓口業務の電子化の推進

研修センターの利用申込みや卒業証明書の発行依頼などの手続きをWEBによって行うことができ、併せて、これらの手続きに伴う支払いや食堂、売店等での支払いをプリペイドカード等の電子マネーやクレジットカード等によって処理できるよう、利用者の利便性に配慮した諸手続きの簡素化を推進する。

### (2) 大学院・大学・短期大学

#### 情報通信技術を活用した教育活動の充実

授業の教材を豊かにし、学生の授業への興味関心を高め、授業の質を向上させるため、電子

黒板等を積極的に整備する。また、学生の積極的な参加を促し、参加型・プロジェクト型授業を実施するために必要な設備（アクティブ・ラーニング対応）が整備されている情報処理演習室を構築する。

### 次世代 kyonet の構築

入学前から、在学中、卒業後までを一貫して組織的に学生をサポートするため、図書館サービスやクラウドサービス( )等とも連携した多機能型次世代 kyonet を構築する。

クラウドサービス：インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。

### (3) 中学高等学校・第二中学高等学校

授業の教材を豊かにし、生徒の授業への興味関心を高め、分かりやすい授業を展開するため、電子黒板を整備する。

### (4) 幼稚園

グループウェアや kyoritsu Gmail の運用を通して、法人や他の設置校との連携強化を図ることができるよう、常に他の設置校と同水準の情報通信環境を整備する。

## 6. 地域・卒業生・保護者との連携

### (1) 大学院・大学・短期大学

#### 地域との連携

大学院・大学・短期大学の教育力や研究成果を地域・社会に還元し、教育的・学術的・文化的貢献を果たす活動に積極的に取り組む。また、地域・社会との連携を通じて社会の動向や要請を教育研究活動の充実に生かす体制を整備する。具体的には次の通りであり、今後、更なる充実・推進を図る。

- ・ 共立アカデミー（公開講座）の開設

近隣市民をはじめ広く社会一般の人々を対象に、生涯学習の機会を提供する場として資格取得、趣味・教養等の講座を開設する。受講生の意見・要望等を踏まえて、随時開設科目等の見直しを行い、社会のニーズに積極的に応えていく。

- ・ 発達相談・支援センター

家政学部児童学科に設置し、発達相談、教育・福祉支援、子育て支援等の活動を行う。保護者の意見・要望等を踏まえて、一層の充実に努める。

- ・ 千代田区内の大学との連携協力の推進

平成 15 年に締結した「千代田区内の大学と千代田区の連携協力に関する基本協定」に基づき、公開講座の開設、図書館の利用等種々の活動に積極的に参加し、千代田区の魅力創出と発展に協力する。

- ・ 神保町ブックフェスティバルへの参加

地域貢献・社会連携の観点から神保町ブックフェスティバルに参加し、多数の企業等と連携協力して、神保町の活性化に協力する。

#### 保護者との連携

保護者に対して、大学院・大学・短期大学の活動について分かりやすい情報提供を行うとともに

に、保護者からの相談に積極的に対応する体制を整備し、保護者の一層の理解と評価を得ることに努める。また、保護者の評価を大学院・大学・短期大学の活動の改善充実に反映する体制や、大学院・大学・短期大学の活動に対する保護者の支援を得ることができる体制の整備に努める。

#### **卒業生との連携**

櫻友会組織を中心にして卒業生との連携強化を図る。卒業生データの整理・管理の在り方を検討し、卒業生データの積極的な活用により、在校生の就職・進路指導活動の充実を期す。また、卒業生と学園、在学生及びその保護者との連携を一層強化するため、櫻友会との共同開催による各種行事を積極的に開催する。

### **(2) 中学高等学校・第二中学高等学校**

中学高等学校・第二中学高等学校の教育は保護者や地域と連携協力して行うことで大きな成果を上げることができることに留意し、日ごろから保護者や地域との連携協力関係の維持強化に努める。

#### **地域との連携**

地域に対する積極的な情報提供や地域と連携した活動の実施に努め、地域の一層の理解と評価を得ることに努める。また、地域の評価を学校の活動に反映する体制を整備する。

#### **保護者との連携**

保護者に対して中学高等学校・第二中学高等学校の活動について分かりやすい情報提供を行うとともに、保護者からの相談に積極的に対応する体制を整備し、保護者の一層の理解と評価を得ることに努める。また、保護者の評価を中学高等学校・第二中学高等学校の活動の改善充実に反映させる体制や中学高等学校・第二中学高等学校の活動に対する保護者の支援を得ることができる体制を整備する。特に、生徒の健康管理については保護者との連携を密にし、健康診断・歯科検診の結果の的確な連絡、感染症についての情報提供等を通して、病気予防に万全を期す。

#### **卒業生との連携**

同窓会組織による卒業生データの整理・管理、会誌「さくらの友」の発行、ホームページの充実、各種行事への積極的な参加・協力を通じて、卒業生と学園、在校生及びその保護者との連携を一層強化していく。

また、卒業生で現役の大学生・大学院生が、放課後、校内に待機し生徒の学力向上や学校生活の様々な悩み事についてアドバイスする「チューター制度」や高校時代の学習の取り組みや大学生活について話をする講演会・懇談会等は、教育支援としての効果が高まっていることから、今後一層充実させていく。

### **(3) 幼稚園**

幼稚園の教育は保護者や地域と連携協力して行うことで大きな成果を上げることができることに留意し、日ごろから保護者や地域との連携協力関係の維持強化に努める。

#### **地域との連携**

子育てについて話し合う地域の子育て支援センター的な役割を果たすことに努める。園庭開放の実施、大日坂2号館を活用した「絵本の読み聞かせ」事業等の未就園児支援活動を推進す

るとともに、預かり時間を 2 時間から 3 時間へと預かり保育の拡充について検討する。また、近隣小学校の諸行事への園児の参加、職場体験活動の場としての小学生の受入れ、小学校併設幼稚園での合同避難訓練への参加、福祉施設での高齢者との交流など、地域との連携による活動に積極的に取り組む。

### 保護者との連携

保護者に対して園の活動について分かりやすい情報提供を行うとともに、保護者の相談に積極的に対応する体制を整備し、保護者の一層の理解と評価を得ることに努める。また、保護者の評価を園の活動の改善充実に反映させる体制や園の活動に対する保護者の支援を得ることができる体制を整備する。特に、園児の健康管理については保護者との連携を密にし、健康診断・歯科検診の結果の的確な連絡、感染症についての情報提供等を通して、病気予防に万全を期す。

### 卒園生との連携

同窓会組織による園児の学習や園の生活環境の支援、その他各種行事への積極的な参加・協力を通じて、相互理解・連携を一層強化していく。

また、同窓会組織との積極的な情報交換は、幼稚園の教育に関する理解と関心を深めるとともに、教育活動の充実に繋がっていることから、今後一層充実させていく。

## 7. 省エネルギーの推進

### (1)基本方針

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」という。）及び東京都環境確保条例（以下、「都条例」という。）に基づきエネルギー消費量の削減に全学的に取り組んでいく。

省エネ法が努力義務であるのに対し、都条例では温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）を導入し、基準遵守が厳格に求められており、割り当てられた排出上限枠を超えて温室効果ガスを排出した場合には、他の事業者から排出枠を購入することにより自らの削減目標を達成することとされている。削減目標は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間（第一計画期間）は基準年度比 8%の削減、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間（第二計画期間）は 17%の高い削減率が設定されている。

基準年度：基準排出量（平成 17 年度及び平成 19 年度の排出量の平均値）3,174t に対して、平成 22 年度から平成 26 年度までで年平均 2,921t（-8%）、平成 27 年度から平成 31 年度までで年平均 2,635t（-17%）。

### (2)これまでの取り組み

これまで学園では、平成 23 年度に省エネルギー推進委員会を設置し、次の通り、種々の省エネルギー対策を講じてきた。

- ・共用部の照明の LED 化の推進
- ・高天井や階段状となっている講義室へのサーキュレータの設置
- ・冷暖房の下限・上限温度の設定
- ・定刻による空調の一斉停止（消し忘れ防止）
- ・廊下等、共用部の照明の間引き（交互）点灯の実施
- ・外部関係者への施設の貸し出し制限
- ・クールビズ・ウォームビズの推奨





## 図書館の機能強化

新 2 号館に設置される図書館は、「学生が集まる図書館」「多様な学修スタイルに対応する図書館」「電子図書館」をコンセプトの柱とし、現在の図書館に新たな機能を付加して再構築する。

### ・図書館における学習支援

図書館の新たな学習支援の機能を実現するため、IT 環境の整備されたアクティブ・ラーニング可能なグループ学習室、プレゼンテーションやディスカッション用設備を設置する。また、レファレンス指導、学習相談、ライティング・リーディング指導、IT 相談などの窓口を開設する。

### ・図書館における電子化の推進

資料の保管場所を考慮することなく、資料の充実を図ることができる電子書籍に対応した電子図書館を構築する。

### ・IT 環境の整備

神田一ツ橋キャンパス全体を IT 機能を十分に生かした環境に構築するため、図書館には本館と同じ IT 機能を整備する。

## 博物館の活用

新 2 号館に設置される博物館は、将来博物館相当施設としての登録を目指す。学生の博物館実習の対象施設として効果的に実習を行えることにも留意し、供用開始後直ちに充実した博物館活動が開始できるよう、関係委員会において諸準備に着手する。

## 体育館の活用

新 2 号館に設置される体育館は、健康の維持増進に係る正課教育に利用するばかりでなく、学生が卒業してからも生涯にわたってスポーツ習慣を形成・定着させ、また、教職員が健康増進施設として利用する等、多様に利用できる場として整備する。このような考えに立って、体育館には、更衣室、トイレ、シャワールーム、トレーニング室（スポーツラウンジ）等を整備する。

## 新 2 号館の建設スケジュール等

新 2 号館は、工事、引越作業等の全ての作業を平成 27 年度中に完了させ、平成 28 年 4 月より供用を開始することとする。新 2 号館建替え中、教育・研究活動、事務局の業務等学園の事業は、神田一ツ橋キャンパスの既存の建物を代替使用して行う。

## (3)神田一ツ橋キャンパス内の施設の今後の扱い

### 当面の対応

新 2 号館建設後の神田一ツ橋キャンパスの大学・短期大学の教室や事務局の配置については、学園将来基本構想の学部・学科の改組等をふまえて速やかに決定する。

### 特に検討が必要な施設

各施設の耐用年数等をふまえた将来の施設整備の在り方についても速やかに検討を行い、基本的方向を確定させることとする。なお、次の施設については、耐用年数等から特に速やかに検討を行う。

- ・1号館は昭和11年竣工の建物で、現在は共立女子中学高等学校が使用している。平成16年に大規模改修を実施し、既存柱構造補強を行い、耐用年数を20年延長したが、築後70年以上経過しており、平成36年の耐用年数終了の際には、建替えを視野に検討が必要である。
- ・3号館は昭和38年竣工の建物で、現在は看護学部、家政学部児童学科が主に使用している。平成18年に耐震補強工事、平成24年に看護学部設置に伴う改修工事を行っているが築後50年経過しており、出来るだけ速やかな検討が必要である。
- ・4号館は昭和42年竣工の建物で、2号館建設中は大学の教学系事務局とサークル関係の諸室が配置され、3階に中学高等学校の図書室、大学の図書館書庫等が残ることとなる。平成19年に耐震補強工事を行っているが、その後の耐震診断基準(1s値)は0.66と、文部科学省が推奨する0.7に届いていないため、災害発生時を考えると、その扱いについて出来るだけ速やかな検討が必要である。
- ・共立講堂は昭和13年竣工の建物で、1号館同様築後70年が経過している。昭和31年2月に火事により全焼したが、コンクリートの強度が保たれていたため、躯体の使用が可能となり、内部の大改修により昭和32年に再建された。平成12年に耐震補強工事をし、平成19年には昭和13年当時の外観にできるだけ近い状態で外壁を改修した。平成25年5月に文部科学省より天井落下防止対策に係る指針が出され、その基準が間もなく確定されることを踏まえ、天井の全面張り替えを含め全面的な改修が必要となる。

#### (4)その他の施設

##### 杉並苑

昭和40年竣工の木造2階建ての施設である。かつては教育活動の場として多くの学生に活用され、平成15年以降、櫻友会に施設を貸与していたが、東日本大震災後は建物の安全の確保ができないため使用不可としている。このままの状態を維持することは安全上の問題もあるため、早急に取り壊しを進めることとする。

##### 研修センター杉並寮

昭和29年竣工の鉄筋コンクリート造2階建て研修活動施設棟(管理棟)と木造2階建て学生寮第一寮(A・B・C棟)からなる施設である。寮生の収容人数の増加に対応するため昭和38年に鉄筋コンクリート造4階建ての学生寮第二寮(D棟)が建設された。

管理棟については、各種公開講座の場として現在も活用している。学生寮第一寮は平成17年に、隣接地に「ナチュラル杉並」が建設されたことに伴い閉寮となり、平成21年に解体された。学生寮第二棟は、建物自体は残っているが、老朽化により使用不可となっており、早急に取り壊しを進めることとする。

##### 研修センター館山寮

昭和53年竣工の施設で、平成19年5月29日の常務理事会において閉鎖及び資産処分が決定された。売却先の検討を進めていく。

##### 研修センター軽井沢寮

昭和38年竣工の木造2階建ての学生棟と木造平屋建ての教職員棟からなる施設である。宿泊室は学生用和室16室、教職員用和室4室で、最大収容人数は93名となっている。平成21年に建物改修工事を実施した。今後も修繕し安全な建物として維持していく。

### 研修センター河口湖寮

昭和 63 年竣工の鉄筋コンクリート造 2 階建ての教職員棟と平成 5 年竣工の鉄筋コンクリート造 2 階建ての学生棟からなる施設である。学生棟は学生用和室 17 室、引率者用和室 1 室で最大収容人数は 125 名である。今後も修繕し安全な建物として維持していく。

### 戸田艇庫

昭和 42 年竣工の木造 2 階建ての施設である。平成 25 年度に老朽化及び大規模災害への耐震性を強化するための耐震補強及び改修工事を実施した。今後も修繕し安全な建物として維持していく。

### 共立大日坂幼稚園、大日坂 2 号館

共立大日坂幼稚園（1 号館）は平成 6 年竣工の鉄筋コンクリート造り地下 1 階地上 2 階建ての施設であり、平成 22 年に修繕工事を実施した。今後も修繕し安全な建物として維持していく。

大日坂 2 号館は昭和 47 年竣工の建物を昭和 58 年に取得したものである。老朽化及び東日本大震災の影響で外壁落下の危険が生じたため、平成 24 年度に建替え工事を実施した。今後も修繕し安全な建物として維持していく。

## (5) 設備・所蔵品の適正な管理

設備は、施設と同様に教育研究活動を支える重要な要素である。各種規程に基づき、法定点検を含め、日常的な保守・管理・修繕等を行って、維持・管理に努める。設備の取換え更新の基準は、原則として耐用年数を指針としているが、安全性や機能性を第一義としつつも、教育計画との整合性や有効性、学習効果等を見定めつつ、関係組織間の連携を図りながらその維持・管理にあたっていく。

所蔵品については、台帳による管理を徹底するとともに、教育研究の充実に資するため、学園の博物館資料にとどまらず様々な機会において積極的に活用していく。

## 9. 管理運営の充実

緊密な情報交換・意見交換を通じて、法人と設置校との連携を強化し、教育研究や教育指導の方針についての理解認識を共有し、教育研究活動の改善充実、円滑な管理運営を推進する。

また、法人・設置校を問わず、すべての教職員は、学園を構成する一員として組織間の横の連携、縦の指示命令系統について正確な認識を持ち、各自の責任と権限を明確にし、学園の迅速・的確な意思決定を支え、学園全体の円滑な事務の執行に取り組むものとする。そのために、常に的確な情報の収集、直面した案件についての上司への迅速な連絡、関係組織との相談・協議等に努める。

教職員が教育研究活動を行うに当たっては、法人の経営方針や法人が講じる施策について正確な理解認識を持つことが極めて重要である。同時に、法人が種々の施策を講じるに当たっては、設置校における教育研究活動の現状や課題について正確な理解認識を持つこともまた極めて重要なことである。そのため、法人と設置校とは相互に迅速かつ正確な意思疎通を行うよう努める必要がある。法人と設置校の間の情報の中継役として設置校の長はそのことに十分留意した対応に留意する。また、法人・設置校相互の意思疎通を円滑に行う一助として、法人と設置校との権限と責任の分担関係の明確化、情報伝達の内容、方法等に関するマニュアルを整備することを検討する。

### **(1) 一体的な学園運営の強化**

教育研究活動、国際交流活動、広報活動、各種の行事をはじめ学園の活動の全般にわたって法人と設置校、設置校間の連携協力関係を一層密にし、一体的な学園運営の強化に努める。

### **(2) 自己点検・評価及び学園中長期計画の進捗管理体制の整備**

法令・規程の遵守、教育研究活動の推進、学生生徒等への支援等、学園の管理運営について、不断に自己点検・評価を行い、学園の管理運営の改善充実に生かす体制及び学園中長期計画の進捗状況を管理し、同計画の推進を促す体制を整備する。

### **(3) リスクマネジメント体制の整備**

災害発生時の緊急対応、学生生徒等・教職員の安全の確保、SNS 等情報ツールによる情報の流出や誤った発信の防止等、リスクマネジメント体制を全学的に強化する。

### **(4) 事務局の組織の改善と人事諸制度の整備**

#### **事務局の組織の見直し・再編の実施**

毎年度、定期的に自己点検・評価を実施し、学園中長期計画に照らして、組織ごとの目標の明確化を図り、組織の見直しを行い、必要に応じて組織の再編を行う。また、学園の意思決定が適切に行われるよう、常に法令・規程、データベース等の整備に努めるとともに、迅速で正確な情報収集を行う体制を整備する。

#### **事務職員の人事・研修制度の整備**

事務職員がその能力を最大限に生かすことができるよう、人事・研修制度を整備する。

事務職員の人事については、今日、学校運営に関わる事務の専門性がますます高いものになっていることを踏まえ、業務をより一層的確・迅速・効率的に執行するため、法人各課間、法人各課と設置校の間を含めて、適材適所の観点に立った配置を更に徹底する。いわゆる指示待ちの受身的な取り組みに安んずることなく、学園の運営の改善充実、教育研究活動の向上に資する各種事業の企画立案・事務の執行を進んで取り組む意識と能力を持った事務職員の養成を目指して、研修制度の改善・充実を図る。また、その能力を最大限に活用できる人事制度（含む給与制度）の在り方についても検討する。

## **10. 財政基盤の確立**

### **(1) 財政施策の展開**

収支均衡の原則に立って健全な財政施策を推進し、安定した財政基盤を確保する。人件費については、基本教員数、事務職員採用計画の運用を基本として人事施策を推進し、施設設備については、学園として維持すべき適正規模を把握し、その観点に立った維持更新を実施し、経費の合理的な支出に努める。また、部門別原価計算や中・長期的な財政シミュレーションを策定・分析し、毎年度の予算編成に当たっての指針とすることによって均衡のとれた財政施策を展開する。

### **(2) 予算制度の運用**

目的別・機能別予算制度に基づいて、堅実な予算を編成・執行することを原則としつつ、今日学園が学生生徒等の確保において厳しい競争的環境にあることに留意し、前例にとらわれることなく、学園中長期計画の実行を基本として予算の編成・執行に努める。

## 大学院・大学・短期大学

### 1. 教育研究組織の改革

大学院については、大学院委員会における検討を踏まえて、学部教育との接続の観点から、博士課程ならびに修士課程の整備について検討する。

大学については、既存の教育資源を基にしつつ学部・学科を再構成し、学部・学科間の特色化・差異化を図り、社会的人材需要に対応した教育を行う。

各学部・学科においては、社会的課題や要請を踏まえ、人材養成目的及び目指す学習成果を明確に掲げ、その達成のために、学生が自ら主体的に考えて判断する力や、卒業後の社会的・職業的な自立に必要な力を身に付けられるよう、教育課程を組織的・体系的に編成する。

短期大学については、全国的な傾向、近年の本学への入学志願動向、財政的な視点等を総合的に勘案して、そのあり方を抜本的に検討する。

定員規模については、現行の大学・短期大学の収容定員をベースに、財政的な視点を踏まえて適切な規模を設定する。

学部・学科構成、定員規模等について、他大学との競合関係も視野に入れて検討する。

全学的見地から、専任教員の定年退職後の補充計画（専門分野・人数等）を戦略的に検討する。

#### (1)人間生活学研究科人間生活学専攻（博士課程）の整備

##### 概要

これまでの家政学研究科人間生活学専攻（博士後期課程）を改組し、家政学研究科、文芸学研究科及び国際学研究科を包括した人間生活学研究科人間生活学専攻（博士課程）を設置する。（平成27年度実施）

##### 整備の趣旨

平成6年度に開設した家政学研究科人間生活学専攻（博士後期課程）においては、人間の生活を、自然、社会、文化などのさまざまな要因が織りなす複雑な環境の中で、一人ひとりが独自の個性をもつ存在として自らの健全な体を維持するとともに、社会的、文化的及び精神的活動を展開していく過程であると捉え、人間生活を望ましい環境の中で精神的にも物質的にもより充実したものに発展・向上させるという理念のもと、家政学の教育研究の新たな展開を図ることに一定の役割を果たしてきた。

このような家政学研究科人間生活学専攻（博士後期課程）による実績を踏まえつつ、家政学の領域が、自然・社会・人文の諸科学を基盤として、生活の向上とともに人類の福祉に貢献する実践的総合科学であることを見つめなおし、人間存在の社会的・文化的意義について幅広い認識をもち、「人間生活」と「生活科学」の視点から、それらが機能している環境についての統合的なアプローチにより創造力、実践力及び高度な教育研究能力を有した人材を育成するために、人間生活学研究科人間生活学専攻（博士課程）を設置する。

##### 教育課程編成の考え方及び特色

専攻分野に関する高度な専門的知識・能力の修得に加え、複数の科目等を履修し、関連する分野の基礎的素養の涵養を図っていくことを目指し、カリキュラムを「共通領域」「人間生活論領域」「生活科学領域」「論文指導」の領域から構成し、各領域の有機的な科目履習を通じて博士の学位授与へと導いていく体系的な教育課程を編成する。

## 教員組織

教員組織の編成にあたっては、「人間生活論領域」である「生活主体者論」「生活文化論」「生活環境論」の各論、「生活科学領域」である「身体機能論」「食生活素材論」「食生活計画論」「衣生活素材論」「衣生活計画論」の各論に研究指導教員を必ず配置し、研究指導教員と研究指導補助教員との役割分担と連携体制を明確にし、体系的な大学院教育を提供する。

## (2)文芸学研究科文芸学専攻（修士課程）の整備

### 概要

これまでの日本文学、英文学及び演劇学の分野に限られていた修士課程の分野を広げ、仏文学、文芸教養、文芸メディア、造形芸術の分野についても修士課程を整備する。（平成 27 年度実施）

### 整備の趣旨

文芸学研究科は、昭和 41 年度に英文学専攻及び演劇学専攻の 2 専攻で開設し、その後昭和 51 年度に新たに日本文学専攻を置き、文学と芸術の両分野にわたって、言語芸術としての文学の機能の重要性を知るとともに、芸術分野全般にわたる理解を持つ人材を育成することを目的とし、この趣旨に従い専門的な研究を行うことで、文学と芸術学の教育と研究の展開に一定の役割を果たしてきた。

また、基礎となる学部である文芸学部では、平成 19 年度よりメディアに関わる科目を充実させ、従来の文学専攻と芸術学専攻の 2 つの専攻を発展的に解消し、「文学」「芸術」「メディア」の 3 分野が有機的に機能するよう、文芸学部文芸学科という 1 学部 1 学科体制をとることになった。文芸学部文芸学科は、日本文学・英文学・仏文学・文芸教養・文芸メディア・劇芸術・造形芸術の 7 コースを置き、文学と芸術の世界をさまざまな視点から広く深くとらえることを通じて、文化全般にわたる広い視野と教養をそなえた豊かな人間性を養い、実社会において、自立した個人として、他者と協調しつつ、主体的に社会の発展に貢献しうる女性を育成している。

こうした英文学専攻、演劇学専攻及び日本文学専攻における実績を発展的に継承しつつ、文芸学部での教育実績と学部と大学院の接続の観点をつまみ、学生の教育・研究のニーズがますます多様化し、領域横断的になっていることに鑑み、文芸学研究科文芸学専攻（修士課程）という 1 研究科 1 専攻にする。

### 教育課程編成の考え方及び特色

専攻分野に関する知識・能力の修得に加え、複数の科目等を体系的に履修し、関連する分野の基礎的素養の涵養を図っていくことを目指し、カリキュラムを「日本文学領域」「英文学領域」「演劇学領域」「文芸学領域」「論文指導」の領域から構成し、各領域の有機的な科目履習を通じて、修士の学位授与へと導いていく体系的な教育課程を編成する。

### 教員組織

教員組織の編成にあたっては、「日本文学領域」「英文学領域」「演劇学領域」「文芸学領域」の各領域に研究指導教員を必ず配置し、研究指導教員と研究指導補助教員との役割分担と連携体制を明確にし、大学院教育を提供する。

### (3)家政学部児童学科の入学定員の増

#### 概要

家政学部児童学科の入学定員を 100 名から 150 名に変更する。(平成 27 年度実施)

#### 入学定員増の必要性

平成 19 年度に開設した家政学部児童学科は、主として出生から就学前までの発達段階の児童について、生涯発達軸と生活環境の広がりの中で捉え、児童の健全な育成及び自立支援のために必要な基礎的知識・実践能力を身に付けた人材養成を目指して教育・研究活動を展開し、安定的な志願者数を確保する一方、大半の卒業生が幼稚園教員または保育士として就職するなど、一定の役割を果たしてきた。

このような家政学部児童学科における教育実績を踏まえ、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の急激な変化に対応できる質の高い人材を社会に輩出していくために、本学における養成規模の拡大を図る。

#### 教育課程

社会的動向・要請に対応するために、ア「幼児教育・保育領域の教育・研究・地域支援等の強化」、イ「乳幼児期との連続性を理解した小学校教員の養成」を充実させ、家政学部児童学科として特色ある教育を実践する。

免許・資格について、小学校教諭(一種)、幼稚園教諭(一種)、保育士及び認定心理士とする。定員規模は、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の養成規模は同数の定員(150名)とする。

#### 教員組織

教員組織の編成にあたっては、完成年度 22 人を目途に年次的に整備する。整備にあたっては、全学的見地から児童学科専門教科への対応や学科教員の専門領域のバランスを考慮しながら検討するとともに、実習実務にも対応できる助教の任用を図る。

#### 施設設備

校舎は、当面、3号館の家政学部児童学科使用部分の転用を基本として計画し、学年進行に合わせて、施設設備の整備・拡充を図っていく。

### (4)短期大学の入学定員の削減

#### 概要

生活科学科・文科の定員をそれぞれ 100 名(現 170 名)に削減する。(平成 27 年度実施)

#### 入学定員削減の必要性

短期大学の入学志願者数の全国的な推移、本学短期大学への入学志願動向等を踏まえて、現行の短大 2 学科体制の下で、入学定員を確保し、教育の質の向上を図るため、生活科学科・文科の定員をそれぞれ 100 名(現 170 名)に削減する。

#### 定員削減に伴う教育体制の充実

平成 27 年度からの定員削減に合わせて、「教育の質の保証」「学習成果の達成」を確実に行うために、学園将来基本構想委員会の下に設置された短期大学将来構想ワーキングチームにおいて、

次のような事項について検討を進める。

- ・生活科学科・文科各コースの個性化（特色あるコースへの改革）と学科のスリム化
- ・共通講座のさらなる充実
- ・キャリアサポート系科目の充実
- ・正課外活動への短大全体としての取り組み

#### (5)その他の取り組み

大学院・大学・短期大学における教育の一層の充実を図るため、看護学研究科（M）の設置（平成 29 年度）、客員教授制度等外部教員採用に関わる制度の活用、社会人基礎力・就業力養成に係る講座/専攻科の整備、文芸学部・国際学部の特色化・差異化等の課題について学園将来基本構想委員会・大学・短期大学将来構想専門委員会の下で鋭意検討を行い、成案を得たものから順次実施していく。

### 2．教育活動の改善充実

経済状況や産業構造等の変化による人材養成の要請への対応、特に社会的職業的自立に必要な能力等の育成を行うため、次の通り、教育内容・方法の改善・充実に努める。

- ・人材養成目的に基づき、学生が卒業までに身に付けるべき能力（人材養成目的の具体像）を明確化し、これをもとに学位授与方針を策定し、明示する。
- ・人材養成目的、人材養成目的の具体像、学位授与方針（ディプロマポリシー）をもとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を策定し、明示するとともに、これに基づいて組織的・体系的な教育課程を編成する。
- ・学生が主体的な学習を行い、必要な能力を確実に身に付けることができるようにするため、単位制度の実質化、シラバスの充実、履修指導体制の充実、適正な成績評価、アクティブ・ラーニングの導入などにより教育指導の改善充実に努める。

### 3．教育の質保証のための取り組み

FD の組織的な取り組みや教育活動の評価等を踏まえて、教育内容・方法の改善・充実に組織的に取り組む。特に、大学院においては、FD に組織的に取り組むとともに、学位授与基準および学位論文審査基準を学生に明示する。

また、人材養成目的に基づき、学生が卒業までに身に付けるべき能力（人材養成目的の具体像）を明確化し、これをもとに学位授与方針を策定し、明示する。

### 4．研究活動の充実

#### (1)学内外の資源を活用した研究活動の充実

総合文化研究所の活動を充実するとともに、学外の教育研究機関等との共同研究を推進し、研究活動の充実に努める。

#### (2)研究面における国際交流の充実

協定校・提携校をはじめ海外の教育研究機関等との研究交流を活発に行い、研究活動の充実に努める。



### (3)研究環境の整備

研究活動に必要な研修機会の確保等、教員の研究能力の向上や研究を進展することができる環境を整備する。また、研究助成を担当する事務体制を整備するとともに、研修規程のあり方について、再検討を行う。

### (4)研究成果の社会還元と外部資金の獲得

研究成果の社会への還元に積極的に取り組む。また、科学研究費申請件数、採択件数の拡大等、外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。

## 5. 学生支援活動の充実

### (1)学習支援

学生が自主的・主体的に学習に取り組み、学習成果を上げることができるように、学習支援体制・学習環境を整備する。また、正課教育・正課外教育・正課外活動の一層の充実に努めるとともに、有機的な連携を図り、学生の多様な学びを促進し、社会的・職業的自立に必要な能力を身に付けられるような環境を整備する。さらに、学生の意見要望等反映させて、キャンパス・アメニティの形成に活かし、施設・設備の整備に努める。

入学時や進級時におけるガイダンスにおいては、学生が明確な方針をもって学習に取り組むことができるよう各学部・学科の人材養成目的・教育課程・履修方法等について、学生に分かりやすい説明を行うことに留意する。

正課外教育においては、学生の資質・能力向上の機会を提供し、学生生活の充実に努めるとともに、社会貢献を果たす。

正課外活動においては、学生の自主的な活動を通して、学生団体の健全な運営を促し、正課外活動の活性化による充実した学生生活の支援に努める。

### (2)生活支援

学生が修学に専念できる状況を支援する観点に立って、経済的助成を行うために、各種奨学金制度の改善・充実に努める。また、学生が心身ともに健康な学生生活を送ることができるようにするために、フィジカルヘルス及びメンタルヘルスに係る相談に対応するための支援体制を充実する。

### (3)就職・進路支援

入学から卒業までを見通し、正課教育、正課外教育、正課外活動それぞれの特色を生かしながら、系統的にキャリア教育を実施して、学生の就職・進路支援に努める。

入学当初は、学生に、社会人基礎力（アクション・シンキング・チームワーク）を身に着けることの重要性の認識、職業観・勤労観の涵養など、就職・進路に関する基本的な指導の徹底に努め、学年の進捗に従って、資格取得に関する指導などより具体的に自らの将来の就職・進路についての意識を深めるよう、少人数または個別対応によって就職・進路支援を強化していく。

また、最終学年の秋以降の就職・進路未決定者には個別相談を強化するとともに、就職・進路未決定者には卒業後においても就職・進路支援を行っていく。

就職・進路支援を実施するに当たっては、正課教育におけるゼミをはじめとした就職・進路支援を意識した授業の充実、正課外教育における課題研究発表やグループ討議、共立アカデミー等での就職・進路関係講座等による就職・進路に関する実際的な指導の充実に努めるほか、卒業生

や企業関係者から就職活動体験や職業や企業活動の現状等について学習する機会の拡充、インターンシップ制度の充実など、学生の意見・要望等も踏まえ、多様な方法の取り組みを展開する。

また、就職・進路支援を充実するため、高いスキルを持った就職・進路相談員を配置し、相談活動を行うとともに、内定者や卒業生、企業の人事担当者等の協力を得つつ、学生に繰り返し就職・進路情報の提供、相談活動等を行い、きめ細かな支援を行うと同時に、卒業生の協力の下、首都圏に止まらず、全国に視野を広げて、就職先の新規開拓に取り組む。

就職・進路支援活動を充実させる上で、全国の企業、官公庁、教育研究機関等で活躍する卒業生の協力を得ることは極めて重要であり、また有意義である。その円滑な実施のため、速やかに必要な卒業生の名簿の整備に取り組む。

## 6. 入学者の確保

教育活動の改善充実、入試方法の工夫改善、効果的な広報活動の実施、後援会・保護者等との連携の強化等について、法人・設置校が一体となって取り組み、優秀な学生の確保に最大限努力する。

### (1) 入試方法の改善

入学者の基礎学力の確保を前提に、高等学校段階までの教育の変化への対応、多様な学生の受け入れ等、種々の観点から入試方法の工夫改善に努める。

- ・WEB 出願の導入について検討する。

WEB 出願の導入は、郵送による出願に比し、受験生の手間と時間を軽減する等の利便性を向上させるとともに、出願書類の削減により、紙コストや作業負担を軽減する等の長所がある。

導入の検討に当たっては、書類による出願の併用等、経過措置についても留意する必要がある。

### (2) 広報戦略に基づく学生募集活動の強化

学部・科の構成、教育内容・教育指導の独自性、学生の卒業後の進路イメージ、大学の立地条件などを基本に、内外にいかにかアピールするかの視点に立って、「広報戦略」を練り、受験生、保護者、学校関係者等に内容が浸透する広報活動を展開する。また、早期に対象を絞り込んだメリハリのある広報活動を実施する。

#### パンフレットの改革

イメージを統一し受験生にわかりやすく、かつ受験生が知りたい情報が盛りこまれたパンフレットを作成する。また、保護者向けパンフレット、大学院パンフレット、学部・学科オリジナルパンフレットなど目的に応じてパンフレットを作成する。

#### 広報媒体の見直し

ホームページと連動した広報を展開する。特に、一般業者のネットを積極的に活用し、アプリとWEBと紙媒体を連携させた新しい広報媒体を目指す。

#### オープンキャンパスの改革

学生広報スタッフを中心として、学生の視点に立ったオープンキャンパスを開催することにより、来場者数を増加させる。また、アンケート調査や企業による調査等を利用してオープンキャンパスを見直し、改善していく。

### **学生広報スタッフの活用**

学生広報スタッフを積極的に活用し、「大学案内」の作成、グッズや手提げバックの企画・作成、ホームページの更新、オープンキャンパスの運営、チラシデザイン企画・作成、母校訪問活動等に積極的にかかわらせ、また内容によっては中心的役割を担わせる。

### **高校訪問の戦略的展開**

重点校・重点地域を明確にし、高校訪問を組織的・戦略的に展開することにより、高校との信頼関係を構築する。

### **学校見学方法の見直し**

オープンキャンパス以外にも実際に大学に来ることにより大学の良さをわかってもらうよう、少人数単位の見学においても、本学スタッフの説明を聞きながら一緒に興味ある学部の施設・設備を見学する仕組みを構築する。

### **新たな DM 戦略の展開**

DM 戦略を新たに展開する。これまでの資料請求者や進学相談会などの参加者に対してオープンキャンパスの案内状送付やオープンキャンパス参加者への礼状を兼ねた入試案内などを DM で送付する。また、高校生が志望校を決定・変更する時期に入試案内の DM を送付する。

### **既存の広報戦略の見直しと新たな広報戦略の実施**

既存の新聞、受験雑誌等の広報を点検・評価し、メリハリのある広報展開をする。また、本学の認知度を高める新たな広報戦略を検討・実施する。

### **櫻友会・後援会との連携による募集活動の強化**

櫻友会や後援会と連携して、受験生の増加を図る。さらに、卒業生子女推薦入試、卒業生教員推薦入試による入学生を増加させる。

## **7. 管理運営体制の充実・教員組織の適正化**

### **(1)管理運営体制の充実**

法人の経営課題や教学の課題について、法人・各学部・学科の教職員一人ひとりが迅速かつ正確に共有できる体制を強化する。

### **(2)教員組織の適正化**

各学部・学科等の専攻分野及び規模に応じ、設置基準及び基本教員数に対応した専任教員数を確保し、人材養成目的を達成するためにふさわしい教員組織を維持する。

各学部・学科においては、適切な役割分担のもと、教育研究に係る責任の所在をより明確化し、組織的な連携体制を確保して学生の学習活動の支援体制の充実を図るとともに、教育研究水準の維持向上及び教育研究活動の活性化に努める。

### **(3)高大連携の強化**

高大連携を一層強化する観点に立ち教育指導体制・教育活動・入学者選抜の在り方を検討する。

## ・ 中学高等学校・第二中学高等学校

### 1．教育活動の改善充実

#### (1) 建学の精神・新学習指導要領等を踏まえた教育の推進

建学の精神・新学習指導要領・学則を踏まえ、生徒一人ひとりの豊かな成長を目指し、学校一体となって教育活動に取り組む。

教育活動を進めるに当たっては、生徒に適切な勤労観・職業観を形成し、社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度の育成を図るキャリア教育の充実に特に留意する。

また、社会的要請、地域や保護者等の要請、生徒の学力等の状況を踏まえ、特に体験的な学習や問題解決的な学習、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を促すことを目指して教育内容・方法の改善を図る。

#### (2) 教育課程・教育指導の見直し・改善充実

日々の教育活動をより充実したものとするため、毎年度、教科、学校行事その他すべての教育活動について厳しく自己点検評価を行い、その結果を踏まえて、教育課程・教育指導について徹底した見直しを行って、改善充実を図る。自己点検評価は、国のガイドラインに準拠しつつ、一層の教育水準の向上に資するものとなるよう、その評価指標について併設校間で不断に研究・検討を行い、改善を図る。

#### (3) 指導力の向上

教育活動の質的向上を図るためには、教員の指導力の向上が不可欠である。一人ひとりが自己研さんに努めることはもとより、校内研修の充実、校外での研修への積極的な参加等を通じて、指導力の向上に努める。特に、研究授業等で教員相互が評価し合い指導力を高める活動に積極的に取り組む。また、教育指導の効果を高めるため、教科ごとの指導方針・指導方法等について教員が連携を密にし、共通の認識を持ち、学校一体となって研修の充実に努める。

#### (4) 教育機器の有効な活用

情報機器・視聴覚機器等の整備充実を推進するとともに、これらを授業実践の場において積極的に活用し、教育活動の改善充実を図り、生徒一人ひとりに分かりやすい授業の実現に努める。

### 2．生徒支援活動の充実

#### (1) 学習支援・進路支援

毎年度、大学進学等進路実績を踏まえた課題と対策について徹底した調査分析を行い、その結果に基づいて学習支援・進路支援活動の改善充実を図る。

また、学習プログラムの設定、生徒の自学自習を促す工夫、外部講師の活用、情報通信技術の活用等、生徒一人ひとりの志望実現を目標に、多様な支援を積極的に取り組む。

#### (2) 心身の健康づくり

学校を挙げて豊かな人間関係づくり、生徒一人ひとりの心身の健康づくりに取り組む。特に、命の大切さについての指導、自らの言動に責任を負うことの大切さについての指導、礼儀を重んじ、ルールの遵守とマナーを身に付けさせる指導などの徹底を図る。第二中学高等学校においては、健全な食生活の習慣を身に付けさせる食育指導に取り組む。また、生徒指導体制を整備し、生徒の問題行動の発見・対応に万全を期すとともに、保健室・カウンセリングルームを生かし、

保健に関する指導・相談活動を充実させ、薬物乱用防止等生徒の心身の健康づくりに万全を期す。

### (3)生徒の安全の確保

保護者・外部機関との連携協力を図りつつ、生徒の安全の確保に万全を期す。

安全マニュアルは随時見直し、最適のものとするよう努めるとともに、避難訓練を随時実施して緊急時に生徒が適切に行動できるよう指導を徹底する。

## 3. 入学者の確保

### (1)新入学者の確保

教育課程・教育指導の改善充実、入試方法の工夫改善、効果的な広報活動の実施、卒業生・保護者等との連携の強化等に、法人・設置校が一体となって取り組み、新入学者の確保に最大限努力する。

第二中学高等学校については、最近の厳しい入学確保の状況を克服し新しい学校として飛躍することを目指し、私立学校の特性を生かした、スポーツ、芸術活動等に優れていること、卒業生の子であること等に配慮した入試制度を導入する。また、経済的理由によって入学を断念している生徒を少なくするため、学費減免制度の拡充、奨学金制度の充実等の措置を講ずる。

### (2)転編入学者の受入れ

在籍生徒数が定員に満たない学年については、積極的に転編入学を受け入れる。

海外日本人学校への広報の一層の充実などを行い、海外からの帰国生の積極的な受入れに努める。

## 4. 管理運営体制の充実・教職員組織の適正化

### (1)管理運営体制の充実

法人の経営課題や設置校の課題について法人及び設置校の教職員一人ひとりが迅速かつ正確に共有できる体制を強化する。

教育活動、生徒支援活動、その他活動の全般にわたって、設置校間の連携協力関係を強化する。

### (2)教職員組織の適正化

校長は、教職員の協力の下、教育指導の一層の充実を図るため、校務分掌、学年間の連携、教科間の連携等、教職員組織の現状について点検評価を行い、随時見直しを行って、常に最善の教育指導体制を構築することに努める。

適切な教職員組織を維持するために、入学確保の実情や教育活動の内容等を踏まえつつ、国の設置基準等を参考にして、教職員定数を定める。また、教職員組織の活性化を図るため、必要に応じて全学的な視野に立った人事交流を行う。

### (3)定員規模の検討

今後の入学該当年齢人口の推移や近年の入学志願者数の動向等には、中学高等学校・第二中学高等学校の運営を揺るがしかねないものがある。このような状況にかんがみ、今後の定員規模の在り方について検討に着手する。

### (4)高大連携の強化

高大連携を一層強化する観点に立ち教育指導体制・教育活動・入学選抜の在り方を検討する。

## ・幼稚園

### 1．教育活動の改善充実

#### (1)建学の精神・新幼稚園教育要領等を踏まえた教育の推進

建学の精神・新幼稚園教育要領・園則を踏まえ、園児の一人ひとりの健やかな成長を目指し、園一体となって教育活動に取り組む。

特に、新幼稚園教育要領において園児に義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが幼稚園教育に期待されていることに留意して教育活動を進める。

#### (2)教育課程・教育指導の見直し・改善充実

日々の教育活動をより充実したものとするため、毎年度、すべての教育活動について厳しく自己点検評価を行い、その結果を踏まえて、教育課程・教育指導について徹底した見直しを行って、改善充実を図る。

#### (3)指導力の向上

教育活動の質的向上を図るためには、教員の指導力の向上が不可欠である。一人ひとりが自己研さんに努めることはもとより、園内研修の充実、園外での研修への積極的な参加等を通じて、指導力の向上に努める。

特に、保育研究等で教員相互が評価し合い指導力を高める活動に積極的に取り組む。また、研修成果を発表する機会を積極的に作るとともに、家政学部児童学科との連携を強化する等により、研修の充実に努める。

#### (4)施設設備の整備充実

幼稚園の教育活動は遊びを中心に展開されることを踏まえ、幼稚園の教育活動をより充実したものとするため、環境整備の一層の充実に努める。

### 2．園児支援活動の充実

#### (1)学習支援

毎年度、卒園児の教育指導実績について徹底した調査分析を行い、その結果に基づいて学習支援活動の改善充実を図る。

学習支援活動においては、特に園児一人ひとりの特性を踏まえて行うことに留意する。

#### (2)心身の健康づくり

園挙げて豊かな人間関係づくり、園児一人ひとりの心身の健康づくりに取り組む。

特に、園医・関係医療機関との連携を密にし、保健管理体制の確保に万全を期す。また、園児の健康調査票を随時見直し、心身の健康づくりの改善充実に努める。

#### (3)園児の安全の確保

保護者・外部機関との連携協力を図りつつ、園児の安全の確保に万全を期す。

安全マニュアルは随時見直し、最適のものとするよう努めるとともに、避難訓練を随時実施して緊急時に園児が適切に行動できるよう指導を徹底する。また、「安全対策チェックシート」に沿って、少なくとも学期ごとに遊具を点検し、安全管理に努める。

### 3. 入園者の確保

#### (1) 新入園者の確保

教育課程・教育指導の改善充実、入園者選考方法の工夫改善、効果的な広報活動の実施、卒園生・保護者等との連携の強化等、法人・園が一体となって取り組み、新入園者の確保に最大限努力する。

#### (2) 転編入園者の受入れ

在籍園児数が定員に満たない年次については、積極的に転編入園者を受け入れる。

### 4. 管理運営体制の充実・教職員組織の適正化

#### (1) 管理運営体制の充実

法人の経営課題や幼稚園の課題について、法人及び園の教職員一人ひとりが迅速かつ正確に共有できる体制を強化する。

#### (2) 教職員組織の適正化

園長は、教職員の協力の下、園児の指導の一層の充実を図るため、園務分掌、年次間の連携等、教職員組織の現状について点検評価を行い、随時見直しを行って、常に最善の教育指導体制の確保に努める。また、適切な教職員組織を維持するため、入園者確保の実情や教育活動の内容等を踏まえつつ、国の設置基準等を参考にして教職員定数を定める。

#### (3) 他の設置校との連携の強化

幼稚園の活動の充実に資するため、園児の保護者が家政学部児童学科の発達相談・支援センター等の活動を利用しやすい体制を整備する。

以上